



令和5年5月8日

蒲刈中学校だより

発行：呉市立蒲刈中学校
文責：校長 柿林 浩彦

第8号

新型コロナウイルス感染症は2類から5類へ ～感染症対策の変更点の確認を～

令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」での位置付けが「5類感染症」になりました。この法律は、感染症について感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し1～5類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めています。

今まで、新型コロナウイルス感染症の位置付けは「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」であったため、様々な制限がありました。しかし、「5類感染症」になったため、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、個人の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。

学校においては、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）文部科学省」に基づき、感染症対策に取り組むことになりました。

すでに3月13日（月）から、マスクの着用は個人の判断となり、一人一人の判断が尊重されているように、学校においても4月1日（土）からマスクについては同様の方針になっています。

そして、5月8日（月）からの改訂において、主な対応は次のようになり、「健康観察カード」は提出しないこととなります。



※ 換気、3密の回避、手洗い・手指消毒等の感染防止対策も忘れずに

健康観察等	・毎日の検温や提出は不要
マスクの取扱い	・マスクの着用を求めないことが基本 ・着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導
給食等の食事をする場面	・黙食は不要
出席停止	・児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止 ・出席停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状軽快後1日」（学校保健安全法施行規則） ※発症後10日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能
臨時休業	これまでと大きな変更はなし

詳しくは、次ページの「文部科学省衛生管理マニュアルの主な改定点」でご確認ください。

また、ご不明な点がありましたらご連絡ください。よろしくお願いたします。

文部科学省衛生管理マニュアルの主な改定ポイント

○平時においては、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが重要である一方で、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

○感染流行時には、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の対策を一時的に講じることが考えられる。

《具体的な対応》

区分	現行（～5/7）	改定後（5/8～）
健康観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等普段と異なる症状がある場合には自宅で休養 ・登校時に「健康観察表」などを活用して検温結果や健康状態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・家庭との連携により健康状態を把握（毎日の検温や提出は不要）
換気の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・気候上可能な限り常時換気 ・十分な換気が確保できない場合はサーキュレータ等換気のための補完的な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・外からの教室入室時、トイレ後、給食前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
マスクの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用を求めないことが基本 ・着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃により清潔な空間を保つことが重要（清掃活動と別の消毒作業は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
給食等の食事をとる場面	<ul style="list-style-type: none"> ・食事前後の手洗いの徹底 ・大声での会話は控え、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は一定の距離を確保 ・黙食は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・感染流行時には「近距離」「対面」「大声」での会話を控え、身体的距離を確保 ・継続
出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合は出席停止 ・出席停止期間は「治癒するまで」（発症後7日経過、かつ、症状軽快後24時間として運用）（学校保健安全法施行規則） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止 ・出席停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状軽快後1日」（学校保健安全法施行規則） ※発症後10日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況を踏まえ、学校設置者が学校の状況を見て機動的に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続